

令和4年

第13回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年3月28日(月)

伊勢原市農業委員会

第13回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和4年3月28日（月） 午前9時50分から午前10時48分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

10名（その他、農地利用最適化推進委員 12名出席）

5 欠席委員

なし

6 署名委員

古屋 幸男、越水 一雄

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・松本 拓也
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審議内容 (開会 午前9時50分)

[事務局長] 只今より第13回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。全員出席で、定足数に達していることを御報告いたします。

[議長] それでは、只今から、第13回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、5番・古屋 幸男委員と6番・越地一雄委員の両名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。
本日の審議事項は、報告5件、議案6件の計11件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。議案書の1ページをご覧ください。内訳は、大山高部屋地区で1件、大田地区で1件の届出を受理しています。いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。

[議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり比々多地区の2件について、専決により届出を受理しましたので報告します。報告第2号の1及び2については、一体で都市計画法第29条第1項の規定による許可処

[事務局] 分を受けている宅地造成を目的とした事業で、本来事業着手前の届出が必要であったところ、追って届出のあったものです。当該宅地造成事業の実施に、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障ありません。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願ひいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり比々多地区内の1件、及び大田地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。報告第3号の1については、宅地造成を行うものです。

報告第3号の2については、宅地造成を行うもので、令和4年2月22日付で都市計画法第29条第1項の規定による神奈川県の許可が得られています。この計画地内的一部が農地法に基づく許可等を得ずして駐車場として利用されておりましたが、不動産登記法に基づく手続の関係から、受理することとしています。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願ひいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、農地造成工事届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 報告第4号の1、図面番号は1番です。併せて公図及び造成計画図等をご覧ください。届出場所は、下落合字廣町の新東名と駐車場には

さまで唯一残っていた畑で、造成面積は、990平方メートルのうち123.28平方メートル、盛土量は82.60立方メートルです。届出人は、厚木市の方で、造成業者はネクスコ中日本の仕事を受注している横浜の土木会社です。施工内容は、畑の南側が隣地境界まで29度の法面となっていますが、そこを平らに盛土して里芋畑とします。法面をなくすことで畑の有効面積を広げます。使用する土は、20メートル先の新東名工事用地内の仮置場から直接申請地に搬入します。3月11日に、現地調査を行って施工前の現場写真を取っています。関係機関との事前相談では、関係事項がないことを確認しています。届出日は、令和4年3月10日、工期は、令和4年3月18日から令和4年3月31日までです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地造成工事の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願ひいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 貸貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり、比々多地区の1件について、専決により通知を受理しましたので報告します。

報告第5号の1については、借受人が高齢であり、離農するため、解約に至ったものです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第18条第6項の規定による届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願ひいたします。

【 質問なし 】

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第3条の規定による許可申請書の取下げが1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願ひいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議事を進めます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、成瀬地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。議案第1号の1、図面番号は2番と3番です。併せて公図をご覧ください。申請地は東富岡字相原の1筆、栗窪字仲田の2筆、合計面積は、1,605平方メートルの畠です。今回、規模拡大のため有償にて所有権を移転します。譲渡人は相模原にお住いの方で、譲受人は栗窪の方です。譲受人世帯の経営農地面積は、今回の取得する農地を含めますと5,099平方メートルで、下限面積の特段の面積の30アールを超えており農地取得に支障はありません。3月15日に事務局と地区委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している農地については、露地野菜の栽培、耕耘がされており適正に管理されていました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第1号の2、図面番号は4番です。併せて公図をご覧ください。申請地は、小稻葉字丘毛の2筆、面積は987平方メートルの畠です。今回、規模拡大のため有償にて所有権を移転します。譲渡人は下落合にお住いの方で、譲受人は小稻葉の方です。譲受人世帯の経営農地面積は、今回の取得する農地を含めますと20,297平方メートルで、下限面積の特段の面積の30アールを超えており農地取得に支障はありません。3月14日に事務局と地区委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している農地については、トマトや梨等が栽培され、水稻の稻刈り跡も確認できるなど適正に管理されていました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] 3月23日に地区委員全員で現地を確認しました。現在は、事務局の説明のとおり、栗窪、東富岡とも綺麗に農地として管理されていました。購入される方の農地の面積とトラクターの所有を確認しており、農地の取得には特に問題はございません。

[議長] 次に、議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] 3月14日に事務局と、3月22日に地区委員全員で現地を確認しました。申請人は、熱心な専業農家の方で、息子さんも大学を卒業され農業を手伝っておられますので特段の問題はないと思われます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願ひいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の举手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第1号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願ひいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の举手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地を自ら農地以外のものにする場合について、農業委員会の意見を求めます。議案第2号の1、図面番号は5番です。併せて公図、土

[事務局] 地利用計画図をご覧ください。申請地は、高森字鍛治ヶ窪の2筆の一部、面積1,050平方メートルのうち329.95平方メートルを貸駐車場として転用するものです。2筆の間に雑種地を含みますので、全体としては360.97平方メートルの造成となります。

申請人は、高森の方です。申請理由は、小学校の職員駐車場として使用していた場所が契約期限となり立ち退きを求められたため、70メートル先の申請地を駐車場にしたいと、校長以下15名の要望で転用申請します。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから、「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、敷地内は砂利敷き、駐車場周囲には、コンクリートブロックを2、3段積みまして、土砂等の流失を防ぎます。また、雨水は敷地内で浸透処理とします。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は、500平方メートル未満のため該当しません。3月17日に県担当者の現地調査を受け、現時点では、特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後は県知事に副申します。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] 3月23日に地区委員全員で現地を確認しました。現在は、柿の木が植わっており、道路とほぼ平坦な土地です。駐車場にするには、他の農地への影響もないと思われますので、許可することについて異議はございません。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願ひいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の举手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について、農業委員会の意見を求める。

議案第3号の1、図面番号は6番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、東大竹字上谷戸の1筆、面積は、1,545平方メートルで、北側と東側は山林、南側は資材置場、西側は市道となっています。譲渡人は、市内東大竹の方で、譲受人は下糟屋の工務店です。この会社は、岡崎に社有地として、534平方メートル、下糟屋に賃貸で1,609平方メートルの資材置場を使用していますが、業績が順調に伸びていて置場に余裕がありません。年間300件以上の工事現場の土を一時的に保管する場所が必要になり探していたところ、大型車が出入りできる場所で、国道や伊勢原・大山インターへの出入りも便利なことから所有権を移転して転用します。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、南側が低地であることから、高さ0.9から1.2メートルの鉄筋コンクリート擁壁を設置して整地します。雨水は浸透トレーニング管を敷設して浸透処理します。計画としては、周辺に農地ではなく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です、3月17日に、県担当者の現地調査を受け、現時点では、特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして、議案第3号の2、図面番号は7番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、西富岡字下ノ田、面積2,176平方メートルのうち714.7平方メートルと、同16番3、面積296平方メートルのうち224.13平方メートル、合計面積938.83平方メートルを第二東名高速道路建設工事における伊勢原ジャンクション調整池工事に伴う現地事務所用地として使用するために一時転用するものです。本件は、昨年4月の第1回総会で、工事の遅れによる工期延伸のため転用期間である4月9日までの延長について承認を得ましたが、今回、再々度、工事の遅れによる延長を求

[事務局]

めるものです。工期は令和4年7月9日までの3ヵ月間です。賃貸人は、市内西富岡にお住いの方で、賃借人は、札幌に本社置き、東京に支店を置く建設業を営む会社です。申請地の立地基準は、河川、第二東名、宅地等により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから、「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、施工状況は以前と変更はありません。工期内に砂利、仮設事務所等を撤去し、耕作できる状態に復元して賃借人に返却します。計画としては、周辺農地への影響もなく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は該当ありません。3月17日に県担当者の現地調査を受け、現時点では、特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後は、県知事に副申します。

続きまして、議案第3号の3、3号の4については、転用目的である農家分家住宅として一体の土地利用となっていますので、まとめて説明いたします。図面番号は8番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。議案第3号の3の申請地は、下平間字久保尻の1筆の一部、面積は823平方メートルのうち386.23平方メートルで住宅建設用地として使用貸借します。議案3の4は、2筆で、面積は11.51平方メートル、住宅の通路用地として所有権を移転します。

申請地の北側、南西側は譲渡人の畠で東側は農道です。議案第3号の3の譲渡人は、市内下平間の方で、譲受人は、その次女で東大竹の方です。議案第3号の4の譲渡人は、桜台の不動産会社です。譲受人は現在のアパートでは手狭となり、実家の農業補助を行うにあたり、農地の近くに平屋建ての分家住宅を建設します。この場所以外に住宅に適した場所がなく転用申請となりました。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、敷地を30センチメートル盛土して敷地全体をコンクリート舗装します。南側の敷地境には、コンクリートブロックを2、3段積みます。雨水は、敷地中央に集め、浸透トレーンチ管で浸透、汚水・雑排水は合併浄化槽設置し浸透処理とします。住宅用地は建築基準法に定める公道に接していないため、隣地の畠の所有者から2メートル幅で土地を取得して接道要件を満たす計画です。計画としては、周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。

3月17日に、県担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項はなく、手続き終了後は、県知事に副申します。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] 3月26日に地区委員3名で現地確認をしました。事務局から詳細な説明がございましたが、特に問題はないと思います。

[議長] 次に、議案第3号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] 3月24日に地区委員全員で現地を確認しました。この土地は、何度も現場を確認しており、今回は期間の延長だけですので、特に問題はないと思います。

[議長] 次に、議案第3号の3につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] 議案3号の3と3号の4は隣接しておりますので、一括して説明させていただきます。3月22日に地区委員全員で現地を確認しました。事務局の説明のとおりで、認めても良いのではないかと思われます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願ひいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号の2について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号の3について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の3について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の3については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号の4について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の4について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の4については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第4号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案第4号の1、図面番号は9番です。併せて公図、資料をご覧ください。申請地は、岡崎字坪ノ内の2筆、面積は108平方メートルと18平方メートルの合計で126平方メートルです。経過につきましては、108平方メートルの土地は、昭和の初め頃に建築した建物の一部として使用されていました。18平方メートルの土地は、昭和40年頃から消防の防火水槽用地として使用されています。経過を証明する資料としては、昭和48年の航空写真、平成元年の建物の名寄帳を提出しています。防火水槽につきましては消防本部より相当以前から市が管理していることを確認しています。防火水槽は、北側が道路で周囲は畠です。108平方メートルの土地は、西側は畠、北側と南側と東側は宅地に面し、特に周辺農地に支障なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がりは、10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

続きまして、議案第4号の2、図面番号は10番です。併せて公図、資料をご覧ください。申請地は、上粕屋字北ヶ引の1筆、面積は27平方メートルです。経過につきましては、昭和50年に平屋住宅を宅地に建設、平成3年に2階増築時に隣の農地に突き出して建築してしまいました。その後火事で一部を焼失、増改築を経て現在の建物形状になりましたが、建物が一部農地にかかり敷地は宅地として利用しています。経過を証明する資料としては、平成3年の建物図面、昭和50年の航空写真、平成9年度の名寄帳を提出しています。申請地の北側は宅地、南側と東側は道路、西側は畠に面し、特に周辺農地に支障なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回の非農地証明の手続きとなりました。申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

[事務局] 続きまして、議案第4号の3、図面番号は11番です。併せて公図、資料をご覧ください。申請地は、上粕屋字子易の2筆、面積は、85.35平方メートルで、現在は物置・車庫・擁壁の敷地になっています。経過につきましては、昭和50年代に出入り付近に簡易な駐車場と物置（付属建物2）を建設し、擁壁・塀を巡らして宅地として使用して現在に至りますが、宅地の売却計画にあたり、一部が畠であることが判明したため、分筆登記行って今回の申請となりました。経過を証明する資料としては、平成19年の航空写真、昭和53年建築で登録された固定資産税評価証明書を提出しています。申請地の南側は住宅、北側は畠ですが、特に周辺農地に支障なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がりは、10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] 3月26日に地区委員3名で現地を確認しました。事務局の説明のとおりで、特に問題はないと思います。

[議長] 次に、議案第4号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] 3月24日に地区委員全員で現地を確認しました。詳細につきましては、先ほど事務局から説明があったとおりです。昭和50年頃から長い間、現在の状況が続いているということで、周辺農地への影響もないもと思われますし、非常に狭い土地ですので、耕作には適していませんので、非農地ということについては特に問題はないと思われます。

[議長] 次に、議案第4号の3につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願ひいたします。

[地区担当委員] この案件は昨年11月頃から相談を受けており、これまで4回ほど現地調査をしています。事務局の説明のとおり、住宅の増築をした時

に擁壁を設置しましたが、農地の一部を削って擁壁を作ったために今回の申請になりました。今回の申請では、しっかりした図面が添付されておりますので、非農地証明の申請には間違いはないと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第4号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり認める」とこといたします。

[議長] 議案第4号の2について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号の2について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の2については、「原案のとおり認める」とこといたします。

[議長] 議案第4号の3について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号の3について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の3については、「原案のとおり認める」とこといたします。

次の議案第5号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、議事進行を市川会長職務代理に交代させていただきます。事務局は、石川委員を退室させてください。

[議長] 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。今回お諮りする案件は、例月のとおり、新たに申出が行われたものと、令和4年4月30日に利用権の満期を迎えることから、引き続き利用権を設定するための申出が行われたものなどに分かれますので、これら分別した上で、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

第1に、新たにありました13件、18筆、17,042平方メートルの利用権の設定に関する意向の申出について、説明申し上げます。なお、これらについて決定いただける場合は、議案第5号の1から同11までが4月1日が利用権の始期となるよう、議案第5号の12及び同13については、5月1日が利用権の始期となるよう、以後の手続を進めて参る予定です。

まず、議案第5号の1、伊勢原地区、東大竹字入部の1筆、2,002平方メートルの賃貸借について、本件は、農地中間管理事業により神奈川県知事が指定した農地中間管理機構が受け手となるものです。

次に、議案第5号の2及び同3の高部屋地区、日向字北新田の2筆、2,535平方メートルの使用貸借について、受け手は、30アール以上の耕作を行っており、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えられます。

次に、議案第5号の4、高部屋地区、日向字南新田の1筆、1,184平方メートルの使用貸借について、受け手は、30アール以上の耕作を行っており、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えられます。

次に、議案第5号の5から8、比々多地区、神戸字横町等の7筆、6,753平方メートルの使用貸借について、受け手は、認定農業者

[事務局] で、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

次に、議案第5号の9、成瀬地区、下糟屋字稻荷田の3筆、858平方メートルの使用貸借について、受け手は、認定農業者で、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

次に、議案第5号の10、大田地区、下谷字下中才の1筆、951平方メートルの賃貸借について、受け手は、認定農業者で、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

次に、議案第5号の11、高部屋地区、日向字落合の1筆の一部、1,533平方メートルの賃貸借について、受け手は、認定農業者で、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

次に、議案第5号の12、高部屋地区、日向字北新田の1筆、292平方メートルの賃貸借について、受け手は、30アール以上の耕作を行っており、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えられます。

次に、議案第5号の13、大田地区、下谷字前河内の1筆、934平方メートルの賃貸借について、受け手は、認定農業者で、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

第2に、令和4年4月30日に利用権の満期を迎える、59件、186筆、115,900.68平方メートルの利用権の設定の継続に関する意向の申出について、説明申し上げます。なお、これらについて決定いただける場合は、5月1日が利用権の始期となるよう、以後の手続を進めて参る予定です。対象は、議案第5号の14から72までです。この申出の内訳は、伊勢原地区で、5件、18筆、13,471平方メートル、うち賃貸借が、3件、6筆、5,044平方メートル、大山地区で、4件、4筆、2,860平方メートル、うち賃貸借が、2件、2筆、1,338平方メートル、高部屋地区で、9件、16筆、16,375平方メートル、うち賃貸借が、8件、11筆、12,984平方メートル、成瀬地区で、6件、15筆、7,237平方メートル、うち賃貸借が、1件、4筆、2,398平方メートル、比々多地区で、13件、29筆、19,893平方メートル、うち賃貸借が、6件、13筆、9,556平方メートル、

[事務局] 大田地区で、22件、104筆、56,064.68平方メートル、うち賃貸借が、10件、26,606.83平方メートルです。

第3に、令和4年4月30日に利用権の満期を迎える、解除条件を付した貸借である、いわゆるリース方式で参入する法人に係る2件、5筆、3,009平方メートルの利用権の設定の継続に関する意向の申出について、説明申し上げます。なお、「解除条件付き」とは、借り受けた農地を適切に利用していないと認められる場合に、利用権を解除する旨の条件を付して利用権設定を行うもので、リース方式での法人参入については、このことが法令で定められています。また、これらについて決定いただける場合は、5月1日が利用権の始期となるよう、以後の手続を進めて参る予定です。対象は、議案第5号の73及び同74です。この申出の内訳は、高部屋地区で、1件、4筆、2,021平方メートルの賃貸借、成瀬地区で、1件、1筆、988平方メートルの賃貸借です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、何か御質問、御意見がございましたらお願ひいたします。

【質疑なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第5号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第6号、令和5年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この議案は、先ほどの全員協議会にて報告したものになります。本議案は可決されると、直接県農業会議へ提出されます。その後の流れとしましては、本市と同様に各市町から提出された意見等を県農業会議で取りまとめ、全国農業会議所に提出されます。全国農業会議で

は、各都道府県農業会議の意見を取りまとめ、国に要望することとなります。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第6号について、何か御質問、御意見がございましたらお願ひいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第6号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の举手を求めます。

【 举手全員 】

[議長] 举手全員。よって、議案第6号については、「原案のとおり認める」とこといたします。

[議長] 以上をもちまして、第13回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【 10時48分 終了 】

議長

署名委員

署名委員